

参考

兵庫県公衆浴場法基準条例（昭和 39 年 4 月 1 日条例第 64 号）

（趣旨）

第 1 条 この条例は、公衆浴場法（昭和 23 年法律第 139 号。以下「法」という。）第 2 条第 3 項及び第 3 条第 2 項の規定に基づき、条例に委任された事項を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この条例において「一般公衆浴場」とは、温湯を使用し、男女各 1 浴室に同時に多数人を入浴させる公衆浴場であつて、地域住民の日常生活において保健衛生上必要なものとして使用されるものをいう。

2 この条例において「その他の公衆浴場」とは、一般公衆浴場以外の公衆浴場をいう。

（設置の場所の配置の基準）

第 3 条 法第 2 条第 3 項の規定による条例で定める一般公衆浴場の設置の場所の配置の基準は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。ただし、知事が土地の状況、人口の密度等により公衆衛生上特に必要であると認める場合は、この限りでない。

（1）市の区域に設置する場合 法第 2 条第 1 項の規定により許可を受けた一般公衆浴場（以下「既設の浴場」という。）から最短直線距離で 220 メートル以上隔てること。

（2）その他の区域に設置する場合 既設の浴場から最短直線距離で 250 メートル以上隔てること。

2 前項の規定は、法第 2 条第 1 項の規定により許可を受けたその他の公衆浴場が一般公衆浴場に変更された場合の設置の場所の配置の基準について適用する。

（公衆浴場について講ずべき措置の基準）

第 4 条 法第 3 条第 2 項の規定による条例で定める一般公衆浴場について営業者が講じなければならない措置の基準は、次のとおりとする。

（1）脱衣室及び浴室その他の入浴設備（以下「浴室等」という。）は、男女を区別し、その境界には、高さ 1.8 メートル以上の隔壁を設け、相互に、かつ、外部から見通しのできないようにすること。ただし、1 の家族その他の団体ごとに専用で利用させる脱衣室及び浴室等（以下「家族風呂等」という。）については、男女を区別する構造とすることを要しない。

（2）脱衣室及び浴室の出入口の幅は、0.9 メートル以上とし、出入口には、開き戸以外の戸を設けること。

(3) 脱衣室及び浴室には、それぞれ適当な換気のための窓、換気上有効な機械換気設備等を設け、空気を清浄に保ち、かつ、空気中の炭酸ガスの含有率は、100 万分の 1,500 以下に保つこと。

(4) 脱衣室及び浴室には、照明設備を設け、床面において 50 ルクス以上の照度を保つこと。

(5) 脱衣室及び浴室は、脱衣又は入浴に支障のない温度を保つこと。

(6) 男女各脱衣室は、9 平方メートル以上の床面積と 2.1 メートル以上の天井の高さが確保されていること。

(7) 番台を設ける場合は、これを男女の脱衣室の境界に設け、浴室の出入口の戸は、番台から見通すことができるようにし、境界に通り口を設けるとときには、番台の前面に接するようにし、相互の見通しのできないようにすること。

(7)の2 番台を設けない場合は、男女の脱衣室への出入りの状況を見通せる場所に適正な利用の状況を把握するための設備を設け、脱衣室及び浴室の見やすい場所に急病者の発生その他の不測の事態を営業者に知らせるための通報装置を設けること。

(8) 男女各脱衣室の適当な場所に洗面設備を設け、供給する水は、上水道を原則とし、井戸水等を使用するときは、消毒し、飲用に適する旨の確認を受けておくこと。

(9) 脱衣室には、衣類その他の携帯品を各自安全に保管することのできる設備を設け、これらの携帯品が紛失しないように注意すること。

(10) 男女各浴室は、床面積を 12 平方メートル以上、天井の高さを最低部において床面から 2.1 メートル以上とし、適当なこう配を設ける等天井から水滴が落下しないようにすること。

(11) 浴室の床面は、耐水材料で造り、100 分の 1 以上のこう配を設け、汚水が停滞せず、完全に排水できるようにすること。

(12) 浴室には、浴室の床面積（浴槽部分を除く。）4 平方メートルにつき、上り用水栓及び上り用湯栓各 1 個以上（上り用水及び上り用湯が同時に供給することのできる混合栓（以下「混合栓」という。）をもつて代えることができる。）を設け、水又は湯の区別が標示されていること。

(13) 浴室には、内のり面積 2.1 平方メートル以上、深さ 0.5 メートル以上であつて、汚水が流入しない構造の浴槽を設けること。

(13)の2 浴槽は、浴槽水を浴槽外に設置したろ過器でろ過し、これを浴槽に循環させて浴槽水の清浄を保つ装置（以下「循環ろ過装置」という。）を設けたときは 1 月に 1 回以上洗浄し、循環ろ過装置を設けないときは毎日洗浄すること。

(13)の3 循環ろ過装置のろ過器は、1 週間に 1 回以上洗浄すること。

(14) 浴用の水及び湯は、次の表に掲げる基準を保つこと。

原水、原湯、上り用水及び	色度	5 度以下であること。
	濁度	2 度以下であること。
	PH 値	5.8 以上 8.6 以下であること。

上り用湯	過マンガン酸カリウム消費量	1 リットルにつき 10 ミリグラム以下であること。
	大腸菌群	50 ミリリットル中に検出されないこと。
浴槽水	濁度	5 度以下であること。
	過マンガン酸カリウム消費量	1 リットルにつき 25 ミリグラム以下であること。
	大腸菌群	1 ミリリットルにつき 1 個以下であること。

(14)の2 循環ろ過装置を設けて1日以上浴槽水の入替えを行わない場合で、気泡発生装置、ジェット噴射装置等空気中に浮遊する微小な液体の粒子を発生させる設備を浴槽に設けたときは、浴用の水及び湯は、検出されるレジオネラ属菌が100ミリリットルにつき10個未満であること。

(14)の3 浴用の水及び湯が前2号に定める基準に適合していることの検査を1年に1回以上行い、その結果を3年以上保存すること。

(15) 浴用の水及び湯は、十分供給するようにし、かつ、浴槽の湯及び上り用湯は、常に摂氏38度以上に保つこと。

(16) 適当な場所に男女を区別して、清浄な水を供給できる流水式手洗設備を有する便所を設け、常に清潔に保つこと。

(17) 履物類を各自安全に保管することのできる設備を設け、履物類が紛失しないように注意すること。

(18) 常に施設の内外を清掃し、清潔に保つとともに、ねずみ、昆虫等の駆除に努めること。

(19) タオル、くし、かみそり等を貸与しないこと。

(20) 浴槽内でのタオル等の使用又は洗い湯での洗濯をさせないこと。

(21) 泥酔者及び付添人のない老幼者等で危険と認められるものを入浴させないこと。

(22) 10歳以上の男女を混浴させないこと。

(22)の2 前号の規定にかかわらず、家族風呂等においては、次に掲げる場合を除き、男女を混浴させないこと。

ア 夫婦の場合

イ 親とその10歳未満の子の場合

ウ 介助を要する者のための家族の場合

(23) 入浴料並びに知事が特に指示した事項及び入浴者の心得なければならない事項を、脱衣室の入浴者の見やすい箇所に掲示すること。

(24) 次項第1号から第3号までに定める設備を併設したときは、当該各号に掲げる措置を講ずること。

2 法第3条第2項の規定による条例で定めるその他の公衆浴場について営業者が講じなければならない措置の基準は、次項に定めるもののほか、次のとおりとする。

(1) 熱気等を使用する入浴設備は、次に掲げる措置を講ずること。

ア 入浴者が、熱気等を使用して入浴する室（以下「熱気室」という。）内の温度を外部から識別することができるようにすること。

イ 熱気室の熱気等の放出口その他の放熱設備は、直接入浴者の身体に接しないようにすること。

ウ 熱気室の適正な利用温度を入浴者の見やすい箇所に掲示すること。

エ 外部から熱気室内が見通すことができること。

オ 熱気室にシャワー又は浴槽を付設し、前項第14号の基準に適合する水及び湯を供給すること。

(2) 屋外に浴槽を設置して入浴させる設備（以下「露天風呂」という。）は、次に掲げる措置を講ずること。

ア 汚水が浴槽内に流入しない構造とすること。

イ 脱衣室又は浴室から露天風呂又はこれに附帯する通路に、直接出入りできるようにすること。

(3) 温泉等を使用する入浴設備は、浴室にシャワー又は浴槽を設け、前項第14号の基準に適合する水及び湯を供給すること。

(4) 脱衣室及び浴室等（水着の着用を義務付けている浴室等を除く。以下この号において同じ。）は、男女を区別し、その境界には、高さ1.8メートル以上の隔壁を設け、相互に、かつ、外部から見通しのできないようにすること。ただし、家族風呂等並びに老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定する老人福祉施設に設け、男女を利用時間で区別して計画的に利用に供する脱衣室及び浴室等については、男女を区別する構造とすることを要しない。

(5) 脱衣室及び浴室には、それぞれ適当な換気のための窓、換気上有効な機械換気設備等を設け、空気を清浄に保ち、かつ、炭酸ガスを発生する温泉を使用する浴室を除き、空気中の炭酸ガスの含有率は、100万分の1,500以下に保つこと。

(6) 脱衣室は、脱衣に支障のない温度を保つこと。

(7) 男女各脱衣室は、適当な広さの床面積と2.1メートル以上の天井の高さが確保されていること。

(8) 施設の出入口付近に設備を設け、施設の利用状況を確認すること。

(9) 浴室には、適当な数の上り用水栓及び上り用湯栓（混合栓をもつて代えることができる。）を設け、水又は湯の区別が標示されていること。

(10) 浴槽（温泉等を使用する施設、厚生施設、福祉施設等に設けられたものに限る。）は、内のり面積2.1平方メートル以上、深さ0.5メートル以上であつて、汚水が流入しないようにすること。

(11) 浴用の水及び湯（温泉等であるものを除く。）は、前項第14号の基準を保つこと。

(12) タオル、くし、かみそり等(客1人ごとに消毒し、清潔に保たれたものを除く。)を貸与しないこと。

(13) 水着を着用して入浴する場合を除き、10歳以上の男女を混浴させないこと。

(14) 前号の規定にかかわらず、家族風呂等においては、次に掲げる場合を除き、男女を混浴させないこと。

ア 夫婦の場合

イ 親とその10歳未満の子の場合

ウ 介助を要する者のための家族の場合

3 第1項第4号、第8号から第11号まで、第13号の2、第13号の3、第14号の2から第18号まで、第21号及び第23号の規定は、その他の公衆浴場について営業者が講じなければならない措置の基準について準用する。

4 知事は、衛生上及び風紀上特に必要があると認めるときは、前3項に規定するもののほか、特別の措置を命ずることができる。

5 第1項から第3項までの基準は、建築物が特殊の構造であるとき、又は土地の状況その他建築上やむを得ない理由があり知事が公衆衛生上支障がないと認める場合においては、これを緩和することができる。

附 則 略